

危険ドラッグの試買調査から無承認医薬品を発見しました

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、危険ドラッグの「試買調査」を実施し、試験検査を行っています。

今般、インターネットの販売サイトから入手した下記物品の試験検査を行ったところ、「亜酸化窒素」が検出されました。

当該品には、人体摂取する旨の表示はありませんが、販売サイトの表示には『多幸感が得られるため別名笑気ガス「Laughing gas」とも呼ばれる』等と当該品を人体摂取することを暗示する表現があります。

人体摂取を標榜し、身体の構造機能に影響を及ぼすことを目的としているものは医薬品とみなされ、承認を受けずにこれらのものを製造販売することは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）で禁止されています。

また、「亜酸化窒素」は平成 28 年 2 月 28 日から医薬品医療機器等法の指定薬物に指定され、正当な理由なく所持、使用等することは厳しく規制されています。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けておりません。

【医薬品成分検出物品】詳細は裏面のとおり

物品名	性 状	検出成分
新シバガス	気体	亜酸化窒素

現在、上記物品をお持ちの方へ

上記の物品から検出された「亜酸化窒素」は平成 28 年 2 月 28 日から、医薬品医療機器等法に規定する「指定薬物」に指定されており、製造、輸入、販売はもとより、「所持、譲り受け、使用」も厳しく規制されています。

当該品をお持ちの方は、絶対に使用せず、直ちに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都の申し出窓口】

東京都福祉保健局健康安全部薬務課

（電話）03-5320-4505（直通）[午前 8 時 30 分～午後 6 時]

*上記申し出は、遅くとも『平成 28 年 4 月 8 日（金曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。決して摂取又は使用しないでください。

問合せ先
福祉保健局健康安全部薬務課
電話：03-5320-4515

（裏面に続く）

【違反の事実】

亜酸化窒素を含有し、人体摂取を目的とするものは、医薬品医療機器等法第2条第1項で規定する医薬品に該当するが、当該品は医薬品としての製造販売承認を受けていないため、本件は、同法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）の規定に違反する。

【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 1 都が把握しているインターネット店舗に対して、当該品の販売中止を指示しました。
- 2 福祉保健局ホームページに名称等を掲載し、都民に摂取による危険性等を周知します。
URL : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/hodo/index.html>

名称	新シバガス
性状（内容量）	気体（1本7.4g入り）
製造（輸入）者	不明（現品に表示がなされていない）
入手方法等	インターネット店舗（特定商取引法上の住所：国外、発送元住所：都内）
入手年月日	平成28年2月15日
検出成分	1本中「亜酸化窒素」を98%以上検出

【現品写真】（現品は薬務課で保管しています）



参考

* 亜酸化窒素（一酸化二窒素）

国内において、「亜酸化窒素」を配合した医薬品は処方せん医薬品として製造販売されている。
また、医薬品医療機器等法の指定薬物に指定され、所持、使用等が規制されている。

（平成28年2月18日指定、平成28年2月28日施行）

食品衛生法に規定する食品添加物の用途に使用する場合等は、医薬品医療機器等法の指定薬物としての規制から除外されている。

海外では、摂取による窒息事故も報告されている。

[化学構造式] : N_2O